

## 「矯正施設の医療の在り方に関する報告書」要旨 座長コメント

～ 報告書の攷筆に当たり ～

受刑者の改善更生を図ることなどを目的とする矯正施設では、社会一般と同様、その者に対する診療等を行なっている医師（矯正医官）が日夜働いている。

しかしながら、矯正医官の人員は、矯正施設における医療（矯正医療）の特殊性・困難性や、国家公務員であるがゆえの勤務条件等の影響を受け、現在、その定員の8割を切っており、矯正医療は危機的状況にある（今現在も、自らの進退に逡巡している現職の矯正医官も多数いるとも聞く。）。このまま何ら手立てを打たなければ、危険水域を超え、矯正医療の崩壊は必至である。

そこで、矯正医官の確保策を中心に、今後の矯正医療が採るべき方向性について、我々委員は、活発な議論を交わし、別添「報告書」をまとめ上げた。

詳細については、同報告書に逐一記載しているが、我々が大きく声を上げて言いたいことは次の事項であり、これらが理解され、あるいは実現されてこそ、矯正行政における国の責務が果たされ、ひいては、安心・安全な国家の構築につながるものである。

- 1 矯正医療は、矯正医官の減少により危機的な状況にある。
- 2 矯正医官が不在となれば、必然的に被収容者の診療は外部医療機関で実施せざるを得ず、これにより、常態的に人的・経済的負担が莫大となり、かつ、逃走のリスクや外部医療機関で受診する一般患者の不安をおおることにもなりかねず、その影響は国民生活にも及ぶこととなる。
- 3 犯罪を行なった者への診療という、特殊性・困難性の中、誇りを持って勤務に当たっている矯正医官に対する認知度を高め、その地位の向上を図るべきである。
- 4 矯正医官を確保するためには、その待遇を改善しなければならない。具体的には、① 民間医療機関と同等以上の給与水準に改善すること、② 医師にとって必要不可欠な医療技術の向上等のための研修（研究）の自由度を図ること、③ 兼業許可の弾力的運用を図ることのほか、勤務時間・定年年齢を見直すなどの方策をとるべきである。
- 5 医療従事者を充足させ、医療に関する執務環境等を充実させるべきである。
- 6 矯正医官という「貴重な人財」が、矯正施設内のみならず、地域医療へも貢献で

きるような枠組みを設け、これにより、地域医療との連携を強化すべきである。

また、医師不在等により、やむを得ず外部医療機関へ医療の委託を行う場合は、矯正医療の特殊性・困難性に配慮した評価を行うべきである。

- 7 上記の諸施策を実現するためには、矯正医療と矯正医官の置かれている困難な状況についての国民の理解を高めることが必要であり、矯正医官へのリスペクトを醸成することが重要である。